

報酬等規定

社会福祉法人 大念仏寺社会事業団

第1条 職員以外の理事・監事・評議員の会議出席の費用は、旅費、日当を含め1回につき源泉課税を除き、費用弁償費として手取り10,000円とする。

その他、業務上出張の費用は、別に定める旅費規定を適用する。

附 則

この規定は、平成29年4月 1日から適用する